

ST基準・STマーク制度について

ST

平成20年12月9日(火)

(社)日本玩具協会

1. ST基準・STマーク制度

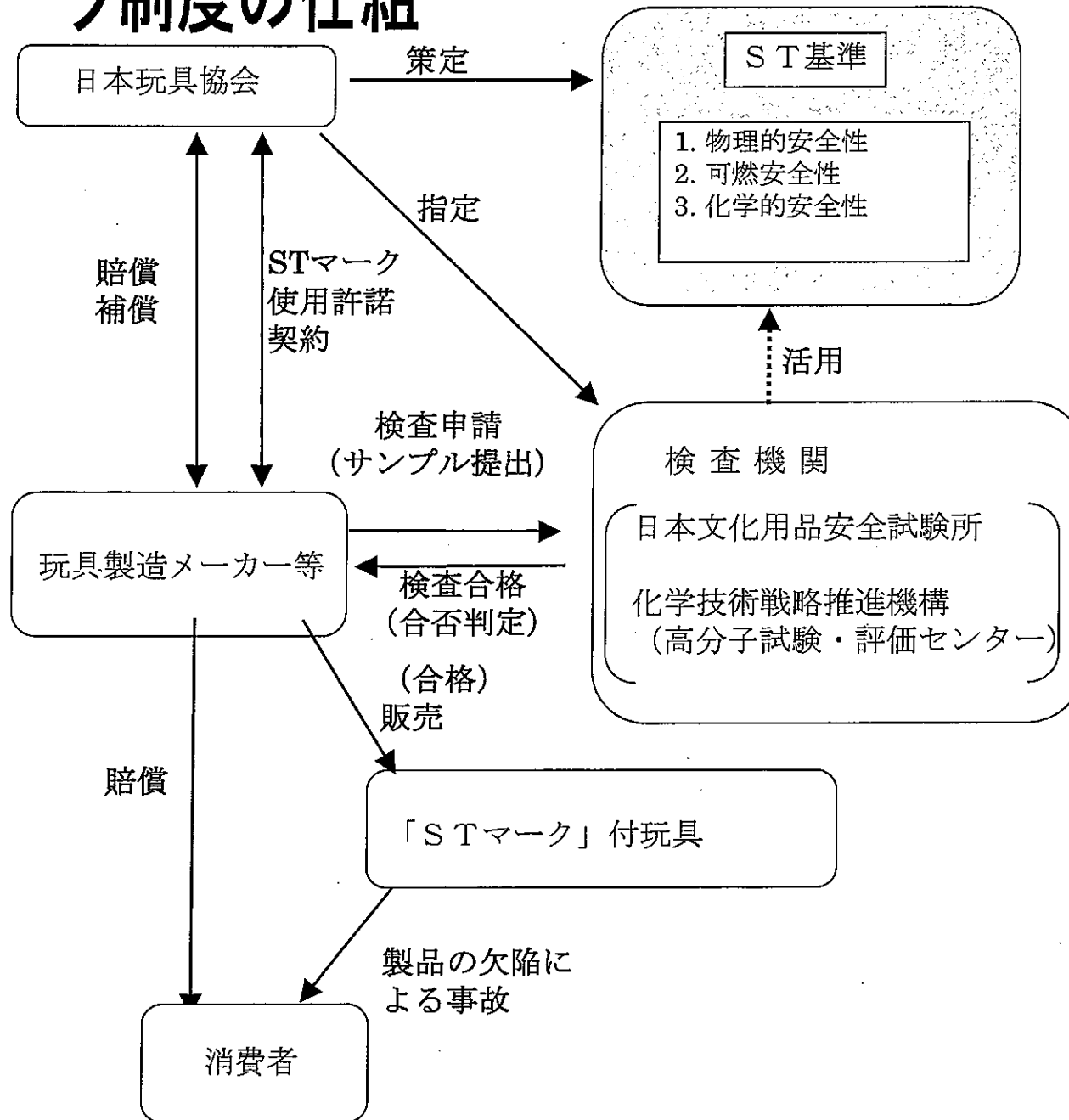
- ・社団法人 日本玩具協会が実施する自主的な玩具安全対策事業
- ・創設:昭和46年
- ・検査を受け、ST基準(玩具安全基準)に適合していることを認定された玩具にSTマークを表示することができる
- ・検査は、日本玩具協会が指定した検査機関で実施
- ・STマーク使用許諾契約企業数 522社
年間 25,000点の玩具が検査に合格(2007年)

The image shows the logo for the ST (Safety Toy) standard, consisting of the letters 'S' and 'T' in a bold, stylized, black font. The 'S' is on the left and the 'T' is on the right, both rendered in a thick, blocky typeface.

2. 日本の玩具安全規制

規制区分	規制の根拠	規制の概要
法規制	消費生活用製品安全法 (経済産業省所管)	「重大製品事故」の経済産業省への報告 (第35条) 製品の回収命令等 (第39条、第82条)
	食品衛生法 (第62条) (厚生労働省所管)	「乳幼児 (6歳未満) が口に接することを本質する玩具」及び「乳幼児が接触することにより健康を損なうおそれのある玩具」に対し、法律に基づき、化学的安全性についての基準を設定。 (輸入品については、輸入時に自主検査結果を検疫所に届出)
業界の自主規制	「ST (玩具安全) 基準」 ・「STマーク制度」	玩具の「機械的・物理的安全性」、「可燃安全性」、「化学的安全性」についての基準を設け、第三者検査機関による適合性評価 (検査) を受けて、合格した製品にSTマークを付して販売する制度

3. STマーク制度の仕組み



4. ST基準の概要

	防止すべき危害	基準
<p>第1部 機械的および 物理的特性</p> <p>(材料、強度、 機能、構造 など)</p>	<p>「誤飲」(小さな部品、口で操作する玩具、膨張材料) 「窒息」(口内に納まる玩具・部品、薄いフィルム、 小さな空間、小さな袋、ヘルメット)、 「縊首」(ひも) 「切り傷」(鋭いエッジ、ガラス、留め具) 「刺し傷」(鋭い先端、針金) 「挟み傷」(蝶番、折畳み玩具、駆動メカニズム、ばね) その他「転倒」「眼の傷害」「聴力傷害」「溺れ」 など</p>	<p>小さな部品は「小部品シリンダー」に納まらない こと。 口内に納まらないよう「楕円ゲージ」、「円ゲー ジ」通過テスト 「鋭い先端」テスト等</p>
<p>第2部 可燃性</p>	<p>「焼死」、「火傷」</p>	<p>セルロイドの使用禁止 扮装用衣装・テント等の炎の拡散速度の制限、 「ぬいぐるみ」の炎の拡散速度の制限 など</p>
<p>第3部 化学的特性</p> <p>(材料、塗装 等の有害性)</p>	<p>「健康被害」</p>	<p>使用できる「着色料」 「ポリエチレン、ポリ塩化ビニル」等の 含有物質基準・フタル酸基準 「うつし絵」「折り紙」「ゴム製おもちゃ」の 含有物質基準 「塩化ビニル樹脂塗料」の含有物質基準 「塗装」(重金属8元素基準) 「金属(玩具アクセサリなど)」、 「繊維製品」(ホルムアルデヒド)、「シャボン 玉液」、「インク類」、「おしゃぶり、歯固め」 など</p>

5. ST検査と食品衛生法検査の対応関係



6. 玩具規制の各国比較

	規制方式	内容	備考
EU 諸国	法規制	法規制 (玩具安全法) + (玩具安全規格) 「自己適合宣言」方式による CEマーク貼付	「第三者機関」による検査の義務付けなし CEマークは、自己認証マーク
米国	法規制	有害物質法(鉛)、玩具安全法など	「第三者機関」による検査の義務付けなし 「ASTM」表示は、規格の表示
	自主規制	ASTM規格(任意規格)	
日本	法規制	食品衛生法(玩具規格基準)	(輸入品については、事実上の「第三者 認証」)
	自主規制 (ST)	ST基準+STマーク制度 (「第三者認証」方式)	STマークは、第三者認証マーク